

令和 8 年度田辺市地域おこし協力隊募集要項

〔令和 8 年度採用〕

1 地域おこし協力隊制度について

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材（都市住民）を隊員として委嘱するもので、一定期間以上地域に居住して、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図り、地域力の維持・強化を図ることを目的とした国の制度です。

2 今回募集する隊員の活動内容

(1) 次の事業に地域おこし協力隊を派遣し、地域協力活動を行います。

新庄地域における養殖漁業を核とした新たな地域資源の創出事業

事業内容	新庄地域の漁業等体験交流施設を活用した既存養殖（牡蠣養殖等）事業を土台とした新たな養殖事業の展開をはじめ、当該養殖事業や周辺の地域資源を活用した「海業」の推進など、漁業と観光業を結び付けた新たな地域資源を創出することで、新たな漁業者の確保を図り、漁業・漁村の活力向上を目指し取り組む。
派遣先団体	新庄漁業協同組合（田辺市新庄地区で魚介類の養殖や養殖筏を利用した釣り場事業の経営、漁場の管理等を行っている。）
活動内容	既存養殖（牡蠣養殖等）事業を土台とした新たな養殖手法の研究や運営 養殖した魚介類の販売促進に向けた取組 「海業」に関する事業の企画立案をはじめとする新たな地域資源の創出及び発信 地元保育園や小中学校と連携した漁業体験等の取組 など
活動地域	新庄地域

(2) その他、地域内イベント、地域行事への参画・補助等の地域行事活動を行っていただきます。

3 募集人数

田辺市地域おこし協力隊 隊員 1 名

4 応募資格

次のすべての項目に該当する方を対象とします。

- (1) 3 大都市圏をはじめとする都市地域等から生活拠点を田辺市内へ移し、住民票を田辺市内に異動することができる方
 - ※ 3 大都市圏をはじめとする都市地域…条件不利地域（過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域）以外の地域に住んでいる方が対象
 - ※ ご自身の住民登録地について、該当するかどうか不明な場合はお問い合わせください。
- (2) 地域の活性化に深い知識と熱意を有し、積極的に活動できる方
- (3) 心身ともに健康で、地域になじむ意思を有し、地域住民と協力しながら誠実に活動を遂行できる方

- (4) 普通自動車運転免許を有し、実際に運転ができる方（日常生活を送る上で自動車が必要で
す。持込みされることを強くお勧めします。）
- (5) パソコン（メール送受信、Excel、Wordなど）の一般的な操作ができる方
- (6) 活動期間終了後に田辺市において起業又は就業し、本市にとどまる意思のある方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくな
るまでの者
 - イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない
者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に
処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊
することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (8) 活動に際して、市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

5 任用形態及び活動期間

- (1) 田辺市の会計年度任用職員として任用します。
- (2) 任用期間は令和8年度中の任用した日から同年度の年度末までです。
 - ア 任用期間の開始日は、派遣先団体との協議の上決定することとします。
 - イ 任用期間は、活動実績等を踏まえて年度毎に更新し最長3年間まで延長する場合がありますが、期間の延長については、市で判断させていただきます。隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

6 活動（勤務）時間・休日

- (1) 派遣先団体と調整の上、週5日（週35時間）での活動となります。
 - ※休日は、派遣先の団体によって曜日が異なります。
 - ※休日に出勤した場合は振替対応を原則とします。
- (2) 活動時間
 - 8時00分から18時00分までのうち7時間（休憩1時間あり）
 - ※イベント等による休日勤務あり
 - ※活動時間以外で業務に支障がなければ、兼業が可能です。
- (3) 休暇は、「田辺市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に基づき取得することができます。ただし、産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間は最長1年間です。

7 報酬

月額192,500円

- ※報酬から社会保険料等を控除します。
- ※期末手当・勤勉手当は市の規定により支給します。
- ※時間外手当、退職手当等の各種手当の支給はありません。

8 待遇及び福利厚生

- (1) 市で健康保険・厚生年金・雇用保険の社会保険に加入します。
- (2) 着任地域での住居については、派遣先団体にて用意し、家賃は50,000円を上限に市が負担します。ただし、賃貸借契約に係る仲介手数料(家賃の1か月分)は個人の負担となります。派遣先団体が用意している住居以外での居住を希望される場合は、個人で住居を探していただくことになります。
- (3) 着任準備に要する経費(引越し費用、生活備品等)、光熱水費などの生活に係る経費、自治会費等は個人の負担となります。
- (4) 研修参加に伴う参加費及び旅費並びに活動用車両及び燃料費等で隊員としての活動に必要な経費は報酬とは別に市の予算の範囲内で、派遣先団体と調整の上、対応します。

9 応募方法

指定の応募用紙に必要な事項を記入の上、郵送または持参してください。なお、提出された書類は返却しません。

- (1) 受付期間 令和8年6月1日(月)から随時受付
着任隊員が決定するまでの間

※応募用紙の最終受付は令和9年3月26日(金)17時(必着)までとなります。

- (2) 提出書類

- ア 田辺市地域おこし協力隊応募用紙
- イ 住民票の写し(原本・受付開始日以降のもの)
- ウ 普通自動車運転免許証のコピー(表・裏)

- (3) 提出方法

(2)のア～ウの書類を以下の提出先に郵送または持参してください。

【提出先】〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号
田辺市企画部たなべ営業室 地域おこし協力隊担当 宛て

10 選考方法

- (1) 一次選考〔書類選考〕

資格要件(住民登録地の確認)、書類内容を本市で審査し、書類選考結果を応募者に通知します。

※応募者多数の場合は一次選考において、書類審査により、二次選考受験者を選定させていただきます。

- (2) 二次選考〔面談(地域とのマッチング)〕

一次選考合格者を対象に、派遣先団体との面談(地域とのマッチング)、行政担当者による説明などを行います。

なお、選考日については、一次選考合格者と調整のうえ、設定します。

<会場>田辺市役所(和歌山県田辺市東山一丁目5番1号)

※二次選考のために必要な交通費等は個人の負担となります。

※詳細については、一次選考合格者にご案内します。

- (3) 二次選考(最終選考)結果の通知

二次選考の結果は、最終面接受験者に通知します。

任用内定後、派遣先団体との顔合わせや住居の確認などを経て、着任となります。

11 その他

- (1) 応募のために必要な費用（郵送料等）は個人の負担となります。
- (2) 募集要項、田辺市地域おこし協力隊応募用紙の様式などの情報は、田辺市ホームページからダウンロードできます。

12 問い合わせ先

○本事業の全般に関すること

田辺市企画部たなべ営業室 地域おこし協力隊担当 〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 Tel : 0739-33-7714 (室直通) / Fax : 0739-22-5310 (代表) E-mail : tanabe.eigyoutanabe@city.tanabe.lg.jp

※土日祝日及び開庁時間(8:30～17:15)外のお問い合わせは、メールまたはFAXにてお受けします。

※活動地域の下見等を希望される方はご相談ください。